

入 札 公 告

令和4年度及び令和5年度和歌山県立ポンプ場電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

（１）調達業務の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県立ポンプ場電力調達

ア	和歌川ポンプ場	和歌山市塩屋五丁目3地内
	予定契約電力	216kW
	予定調達電力	1,326,489kWh
イ	杭ノ瀬川ポンプ場	和歌山市杭ノ瀬435
	予定契約電力	81kW
	予定調達電力	43,268kWh
ウ	津屋川ポンプ場	和歌山市和歌浦中三丁目3-2
	予定契約電力	77kW
	予定調達電力	43,377kWh
エ	紀三井寺川ポンプ場	和歌山市紀三井寺598-1
	予定契約電力	14kW
	予定調達電力	23,197kWh
オ	箕川ポンプ場	有田市宮崎町字辰ヶ浜2343-101
	予定契約電力	14kW
	予定調達電力	28,263kWh
カ	浮島川ポンプ場	新宮市緑ヶ丘三丁目4-9
	予定契約電力	17kW
	予定調達電力	11,384kWh

（２）調達業務の仕様等

仕様書による。

（３）契約期間

和歌川ポンプ場	令和4年7月10日から令和5年7月9日まで
杭ノ瀬川ポンプ場	令和4年7月15日から令和5年7月14日まで
津屋川ポンプ場	令和4年7月17日から令和5年7月16日まで
紀三井寺川ポンプ場	令和4年7月17日から令和5年7月16日まで
箕川ポンプ場	令和4年7月1日から令和5年6月30日まで
浮島川ポンプ場	令和4年7月9日から令和5年7月8日まで

各契約日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日までの1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があ

った場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが（１）から（５）までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、代表者は、（６）及び（７）の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、２以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

（１）自治法令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示340号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の営業種目が「その他物品関係」であること。

（３）和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成16年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（４）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）電気事業法（昭和39年法律第170号。）第2条の2の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

（７）和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針について

小売電気事業者は、令和4年4月1日和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針に定める基準点を満たすものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館8階

（２）期間

令和4年4月20日（水）から同年5月26日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

3の（１）に同じ。

（２）期間

3の（２）に同じ。

（３）仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年4月20日（水）から同年5月11日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県県土整備部河川・下水道局河

川課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- （４）（３）の質問に対する回答は、令和4年5月18日（水）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

- （１）入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

3の（１）に同じ。

イ 期間

令和4年5月27日（金）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時00分まで

- （２）入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の（３）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時等

- （１）入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁2-A会議室（県庁本館2階）

イ 日時

令和4年5月27日（金）午後1時30分から

- （２）開札の場所及び日時

ア 場所

（１）のアに同じ。

イ 日時

（１）のイに同じ。

7 入札の方法に関する事項

- （１）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

- （２）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- （３）入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の（５）による再度の入札にあつては、この限りではないこと。

- （４）入札の際には、要綱に基づく物品調達競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）を提示し、又はその写しを提出すること。

コンソーシアムにあつては、各構成員についての当該審査結果通知書の写しを提出すること。また、

コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写しを提出すること。(5)の郵送による入札の場合においても同様とすること。

(5) 郵便による入札書の提出を行う者は、審査結果通知書の写しを同封の上、書留郵便により入札日の前日（休日を除く）の令和4年5月26日（木）午後4時までに必着するように行わなければならない。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を含めて6(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

(7) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

(8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) 入札及び契約の事務を担当する部局

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147